

事務連絡
令和2年6月15日

関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福施設等に対する融資について（第2報）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する融資について」（令和2年5月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

今般、令和2年度第2次補正予算により、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充が行われたことについて周知した「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する融資について」（令和2年6月12日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）が都道府県に対して発出されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただきとともに、会員各位に対し、広くご周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する

融資について」（令和2年6月12日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）